

「子ども・子育て支援新制度」 における利用者負担について

概要版

平成26年9月
こども未来部保育課

1. 子ども・子育て支援新制度のポイント

2

「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格スタートする。

- 1 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図る。
- 2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にする。
- 3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進める。
- 4 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援する。

2. 新制度における施設等利用のための子どもの認定区分

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所などの施設の利用を希望する場合、保護者の方に利用のための認定を受けていただく必要がある。

保護者は、次に掲げる認定区分ごとに市が設定する利用者負担(保育料)を市又は施設へ支払う。

■ 3つの認定区分

認定区分		認定の内容	利用施設
1号認定子ども	満3歳以上で、教育を希望される場合	教育標準時間(※)	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能)
2号認定子ども	満3歳以上で、保護者の就労等により、保育所等での保育を希望される場合	保育標準時間	保育所 認定こども園(保育所機能)
		保育短時間(※)	
3号認定子ども	満3歳未満で、保護者の就労等により、保育所等での保育を希望される場合	保育標準時間	保育所 認定こども園(保育所機能) 小規模保育等
		保育短時間(※)	

※ これまで、市が設定してきた保育所保育料(2号・3号認定子どもの「保育標準時間」に相当)に加え、新たに、1号認定こども(幼稚園保育料)及び2号・3号認定子どもの「保育短時間」の利用者負担の設定が必要になる。

3. 新制度における利用者負担（保育料）の設定について

4

◆利用者負担の考え方

新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、具体的な水準を検討する。

◆利用者負担の額

国が定める基準を限度として、実施主体である市町村が定める。

◆利用者負担の検討のポイント

- 原則として、国が定める水準の限度内で設定
- 子育て世帯（保護者）の経済的な負担感を考慮
- 現行の保育料との整合性に配慮
- 市の将来に渡る財政負担を考慮
- 中核市及び県内19市の動向を注視

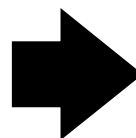
4. 新制度における利用者負担 1号認定

利用施設：幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）

- ・新設する1号認定の利用者負担については、国基準どおりとする。
- ・本市のB1、C1階層については、国の減免措置に合わせて設定する。

【国の基準】

階層区分・定義	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円



【長野市の利用者負担】

階層区分	定義	利用者負担
A	生活保護世帯	0円
B1	市町村民税非課税世帯で母子、父子、障害者世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	0円
B2	市町村民税非課税世帯で上記以外の世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
C1	市町村民税所得割課税額 77,100円以下で母子、父子、障害者世帯	15,100円
C2	市町村民税所得割課税額 77,100円以下で上記以外の世帯	16,100円
D	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
E	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

5. 新制度における利用者負担 2号・3号認定

利用施設: 保育所、認定こども園(保育所機能)、小規模保育等

- 2号・3号認定の利用者負担については、現行の本市の保育料を原則据え置く。
- 所得階層区分の設定は、国基準の変更に合せて、所得税額から市町村民税所得割課税額に変更する。
- 新設される保育短時間の利用者負担については、国基準に合せて保育標準時間の約98.3%を基本に設定する。

【現行の保育料】

【平成27年度利用者負担】

階層区分	定義	保育料	
		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護世帯	0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯で母子、父子、障害者世帯	0円	0円
B2	市町村民税非課税世帯で上記以外の世帯	1,800円	1,200円
C1	市町村民税課税世帯で母子、父子、障害者世帯	8,900円	6,600円
C2	市町村民税課税世帯で上記以外の世帯	9,900円	7,600円
D1	所得税額 7,500円未満	14,200円	11,900円
D2	所得税額 ~20,000円未満	19,400円	16,800円
D3	所得税額 ~40,000円未満	24,500円	21,700円
D4	所得税額 ~60,000円未満	31,500円	25,200円
D5	所得税額 ~80,000円未満	40,500円	26,100円
D6	所得税額 ~103,000円未満	44,000円	26,600円
D7	所得税額 ~183,000円未満	50,500円	27,200円
D8	所得税額 ~283,000円未満	53,600円	28,700円
D9	所得税額 ~413,000円未満	54,500円	29,600円
D10	所得税額 ~734,000円未満	55,600円	30,700円
D11	所得税額 734,000円以上	56,700円	31,800円

階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯で母子、父子、障害者世帯	0円	0円	0円	0円
B2	市町村民税非課税世帯で上記以外の世帯	1,800円	1,200円	1,800円	1,200円
C1	市町村民税所得割課税額 48,600円未満で母子、父子、障害者世帯	8,900円	6,600円	8,900円	6,600円
C2	市町村民税所得割課税額 48,600円未満で上記以外の世帯	9,900円	7,600円	9,900円	7,600円
D1	市町村民税所得割課税額 60,000円未満	14,200円	11,900円	14,000円	11,700円
D2	市町村民税所得割課税額 76,000円未満	19,400円	16,800円	19,100円	16,500円
D3	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	24,500円	21,700円	24,100円	21,300円
D4	市町村民税所得割課税額 123,000円未満	31,500円	25,200円	31,000円	24,800円
D5	市町村民税所得割課税額 148,000円未満	40,500円	26,100円	39,800円	25,700円
D6	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	44,000円	26,600円	43,300円	26,200円
D7	市町村民税所得割課税額 219,000円未満	50,500円	27,200円	49,700円	26,700円
D8	市町村民税所得割課税額 265,000円未満	53,600円	28,700円	52,700円	28,200円
D9	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	54,500円	29,600円	53,600円	29,100円
D10	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	55,600円	30,700円	54,700円	30,200円
D11	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	56,700円	31,800円	55,700円	31,300円

6. 多子世帯支援の拡充

多子世帯の保護者負担の軽減策を拡充する。

■拡充策(新規)

少子化対策に市としても積極的に取組むため、現行の軽減策に加え、18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降で、かつ、3歳未満児の児童の利用者負担を無償(所得制限あり)にする。

■現行の軽減策

・保育所

小学校就学前(0~5歳)の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円。

・幼稚園

幼稚園年少から小学校3年(3~8歳)の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円。

●軽減策拡充に伴う本市の影響額

平成26年4月の入所児童7,984人のうち、255人が対象となる。

影響額は、1か月あたり約300万円(年額約3,600万円の保育料収入の減)

* 本市の保育所保育料所得階層D6以下の世帯(推定年収600万円未満、全体の約3/4)を対象とした場合の試算

7. 今後のスケジュール（利用者負担）

区 分	平成26年度							平成27年度
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
利用者負担額 （保育料）	利用者負担額（案）決定	広報・周知 広報ながの10月号	利用者負担額は、最終的には予算編成過程等を経て決定していくものであるが、 <u>新年度の入園募集に合わせ、保護者が施設を選択する際の参考として、公表していくもの。</u>				利用者負担額確定	利用者負担徴収
条例（規則） 整備	条例（案） 規則（案）検討						条例議決	条例施行
支給認定申請 入園申し込み	新制度広報 広報ながの9月号	支給認定申請・入園申込み開始 （10月20日～）	書類審査 幼稚園等 入園内定 支給認定証交付 利用契約		2・3号認定に係る 保育所等 利用調整 保育所等 入園内定 支給認定証交付 利用契約			施設利用開始
施設・事業者 の確認 （意向確認）	※保育所・認定こども園は原則新制度へ移行意向確認 別段の申し出（新制度へ移行しない場合）	施設情報の提出 書類審査（みなし確認）	利用定員設定					給付開始